

平成 13 年 7 月 10 日

各 位

東京都港区赤坂二丁目 3 番 4 号ソニック赤坂ビル
株 式 会 社 ク リ ー ド
代 表 取 締 役 宗 吉 敏 彦
(コ ー ド 番 号 : 8 8 8 8)
問 い 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 松 木 光 平
TEL. 03-5575-2010 (代 表)

新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

(商法第 280 条ノ 19 による新株引受権の付与)

当社は、平成 13 年 7 月 10 日開催の当社取締役会におきまして、取締役および従業員に対する新株引受権方式によるストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションを付与する理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意識や士気を一層高めるため

2. スtockオプション制度の概要

(1) 新株引受権の付与対象者

権利付与の時に在任または在職する当社取締役 2 名及び当社従業員 50 名

(2) 新株引受権の目的たる株式の額面無額面の別および種類

当社無額面普通株式

(3) 新株引受権の目的たる株式の数

1,114 株を付与する株式の総数とし、取締役 2 名に対し合計 278 株、従業員 50 名に対し合計 836 株を総株数の上限とする。個別の取締役に対する付与株式数の上限は 200 株、下限は 100 株、個別の従業員に対する付与株式数の上限は 80 株、下限は 1 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株引受権のうち、当該時点で行使されていない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(4) 新株発行価額

1株当たりの発行価額は、権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所の当社無額面普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値(ただし、当該平均値が平成13年8月17日開催予定の定時株主総会の前日の終値を下回る場合は当該終値)に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該価格が権利付与日の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式合併を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券及び商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く)する場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株数} \times \text{1株当たり払込金}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

(5) 新株引受権を行使することができる期間

平成15年10月1日から平成18年9月30日まで。

(6) 新株引受権行使の条件

権利を付与された者は、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員たる地位を失った後は、後記に掲げる新株引受権付与契約に定める場合を除き、これを行使することができない。

権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他処分及び相続することはできない。

この他、権利行使の条件は、平成13年8月17日開催予定の株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と前記(1)に定める付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるものとする。

3. 停止条件

上記の決定は、平成13年8月17日開催予定の当社株主総会において、「当社取締役及び従業員に対して商法第280条ノ19による新株引受権を付与する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上